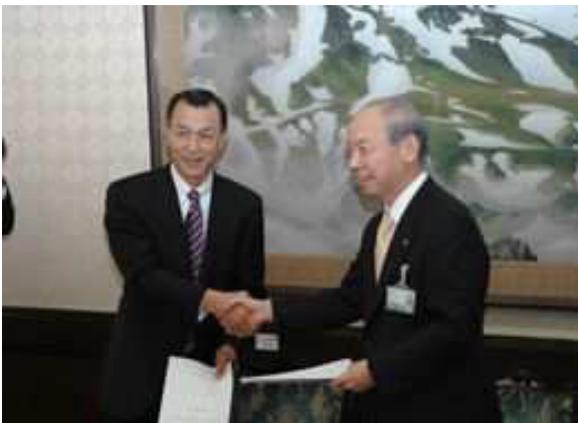
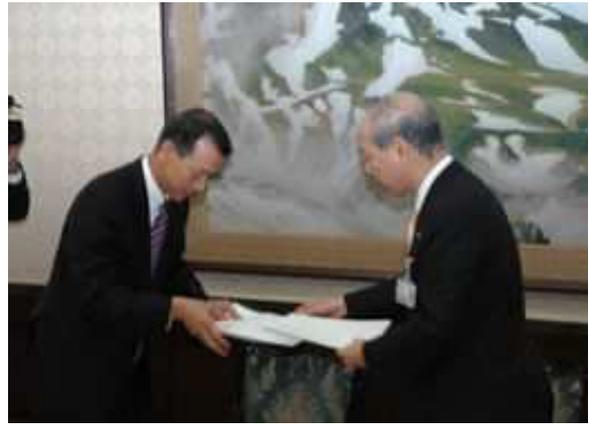


県と建設4団体が災害協定



県と建設4団体が災害協定

県有施設の応急措置等業務で29日に締結

富山県は、地震などの災害時における県保有建築物の復旧など応急措置や点検に関して協力を得るため、(社)富山県建設業協会、(社)富山電業協会、富山県管工事業協同組合連合会、富山県空調衛生工事協同組合の4団体と「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を3月29日に締結した。

4団体は、県からの要請に基づき、災害で破損した部分の調査、応急修繕などの実施、地震や暴風時などの災害の点検および平常時の定期点検を自主的に実施する。

土木公共施設の災害時の応急措置に関する協定は、富山県を含めほとんどの都道府県において締結済みだが、建築物に関する協定があるのは7県（山形県、群馬県、神奈川県、新潟県、岐阜県、兵庫県、佐賀県）のみとなっており、応急措置のほかに点検も含めた内容の協定を関係4団体すべてと締結するケースは全国初となる。

(2007年3月28日 日刊建設新報より)